

（９）ガイドライン

※地帯区分「農林水産省」分抜粋

土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について

平成3年5月31日付け3構改D第389号

最終改正 令和7年4月1日付け6農振第3021号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長 } 殿

農村振興局長

この度、地方公共団体が事業の態様や地域の実状等に即して事業費の負担割合を定めるにあたっての指針とするため、国営、都道府県営及び団体営土地改良事業における都道府県及び市町村の標準的な費用負担の水準を別紙のとおり、「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」として定めたので、御了知の上、その運用に特段の御配慮をお願いする。

なお、貴局管内の都道府県知事には、貴職から通知されたい。

「土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」

R7.4

(国営：その1)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	かんがい排水事業費	国営かんがい排水	70	25	5	[]書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 [[]]書は農業用水再編対策事業(地域用水機能増進型)及び流域水質保全機能増進事業のうち更新事業に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 < >書は併せ行うため池整備に適用する。(注23) << >>書は一体的に行う耐震化対策、一体的に行う地域防災対策、一体的に行う豪雨災害対策及び流域治水対策事業に適用する。(注24) <<< >>>書は一体的に行う地域防災対策及び一体的に行う豪雨災害対策に適用する。(注32) ()書は更新事業に適用する。 (())書は緊急対策に適用する。(注26) []書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
			70	20	8	
			2/3	23.4	8	
			2/3	20.9	8	
			2/3	19	8	
			2/3	17	6	
			[2/3]	[17]	[7]	
			[[2/3]]	[[19.4]]	[[10]]	
			<2/3>	<30>	<3.4>	
			<<2/3>>	<<30>>	<<3.4>>	
<<70>>	<<30>>	<<0>>				
<<<50>>>	<<<32>>>	<<<18>>>				
(2/3)	(19.4)	(9)				
((2/3))	((22))	((11.4))				
[2/3]	[22]	[11.4]				
		{ただし田以外：特殊土壌等}			「田以外：特殊土壌等」とは平成5年4月1日付け5構改D第194号 による改正前の国営かんがい排水事業実施要綱第6の1の(1)のウの(イ)及び(2)に規定する特殊土壌地帯における田以外にかかる部分並びに琵琶湖総合開発特別措置法(昭和47年法律第64号)に基づく指定に係る事業を示す。	
2/3	17	6				
		{ただしファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム}				
			50	25	10	「ファームボンド、先行核地域及び農業水利制御システム」とは国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知)第2の3、4、5及び7により行う事業を示す。 ()書は更新事業に適用する。
			(50)	(29)	(14)	
		(土地改良施設突発事故復旧・防止事業)	2/3	30	3.4	()書は基幹施設型に適用する。
			(70)	(30)	(0)	
	農用地再編整備事業費	国営農用地再編整備	2/3	17	6	< >書は農地再編整備の中山間地域型に適用する。 ()書は農地再編整備の次世代農業促進型、草地整備型、耕畜連携促進型及び国営緊急農地再編整備に適用する。 (())書は流域治水対策に適用する(注29)
			<2/3>	<24.4>	<5>	
			<55>	<30>	<10>	
			<55>	<28>	<11>	
			<50>	<29>	<14>	
			(2/3)	(25.2)	(5)	
			((2/3))	((30))	((3.4))	
	総合農地防災事業費	国営総合農地防災(総合農地防災)	70	30	0	()書は緊急対策に適用する。(注27)
			2/3	30	3.4	
			50	35	15	
			(2/3)	(22)	(11.4)	

(都道府県営：その1)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			農 林 水 産 省					
			国庫率	都府県	市町村			
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業	50	27.5	10	営農環境整備を除く。(注21) () 書は流域治水対策に適用する。		
			55	27.5	10			
			(50)	(32)	(18)			
			(55)	(32)	(13)			
		農業競争力強化農地整備事業	50	27.5	10	営農環境整備(注21)を除く。 () 書は流域治水対策に適用する。(注29)		
			55	27.5	10			
			(50)	(32)	(18)			
			(55)	(32)	(13)			
		農業基盤整備促進事業	50	27.5	10	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)		
			55	27.5	10			
			(50)	(32)	(18)			
			(55)	(32)	(13)			
			[50]	[29]	[14]			
			[55]	[29]	[14]			
		草地畜産基盤整備事業	50	25	10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。		
		水利施設等保全高度化事業						
		水利施設整備事業						営農環境整備(注21)を除く。 < > 書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 【 】 書は流域治水対策型に適用する。 { } 書は更新事業に適用する。 〔 〕 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、(()) 書は地域用水機能増進型に適用する。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、() 書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(基幹水利施設整備型)			50	25	10	
		(農業用水再編対策型)			<50>	<25>	<11>	
		(地域用水機能増進型)			【50】	【32】	【18】	
		(流域水質保全機能増進型)			【55】	【32】	【13】	
		(排水対策特別型)			{50}	{29}	{14}	
		(基幹水利施設保全型)			{50}	{33}	{17}	
		(水利施設集約再編型)			((50))	((32))	((18))	
		(低炭素農業水利システム構築型)			(50)	(31)	(13)	
		(流域治水対策型)			(55)	(30)	(12)	
		(農地集積促進型)			50	27.5	10	
					55	27.5	10	
		(畑作等推進支援水利再編型)			50	27.5	10	
					55	27.5	10	
		(簡易整備型)			50	27.5	10	
					55	27.5	10	
					{50}	{31}	{13}	
					{55}	{30}	{12}	
					[50]	[34]	[16]	
					[55]	[31]	[14]	
		畑地帯総合整備事業						営農環境整備(注21)を除く。 併せ行う農村地域防災減災事業は(注25)によるもので、同事業の負担割合を適用する。
		(畑地帯総合整備型)			50	27.5	10	
		(畑地帯総合整備中山間地域型)			55	27.5	10	
		(高収益作物導入促進型)			50	27.5	10	
					55	27.5	10	
		(高収益作物転換型)			50	29	11	
					55	28.5	10.5	
(畑作物等転換型)			50	29	11			
			55	28.5	10.5			
土地改良施設突発事故復旧・防止事業			50	32	18			
			55	32	13			

(都道府県営：その2)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
農業農村整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業	55 (55)	32 (33)	11 (12)	()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。	
	農村地域防災減災事業費	防災ダム整備事業	55	39	6	注7)に該当するものに適用する。	
		ため池整備事業					
		(地震・豪雨対策型)	55 50 55 50	34 34 34 34	11 16 11 16	注8)に該当するものに適用する。	
		(一般整備型)	55 50 55 50	28 33 33 29	11 11 11 14		注9)に該当するものに適用する。
		(ため池長寿命化型)	55 50	29 29	14 14		
		(ため池群整備型)	55 50	34 34	11 16		
		用排水施設等整備事業					
		湛水防除事業	55 50 55 50 55 50 55 <50> <55>	37 42 42 37 37 32 32 <35> <35>	8 8 3 13 8 18 13 <15> <10>	< >書は国営総合農地防災事業に附帯する県営 防災事業に適用する。	
		地盤沈下対策事業	55 50 50 55 55 <50> <55>	34 39 34 39 34 <35> <35>	11 11 16 6 11 <15> <10>		
		用排水施設整備事業	55 50 55 50 55	28 33 33 29 29	11 11 11 14 14		注10)に該当するものに適用する。
		鉍毒対策事業	50 50 55 55	44 32 44 32	6 18 1 13		
		農地保全整備事業	55 50 50 55 45 40	30 32 29 29 31 30	10 18 14 14 16 11		

(都道府県営：その3)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
		農 林 水 産 省					
		国庫率	都府県	市町村			
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	地域防災機能増進事業					
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	32 32	18 13	注11)に該当するものに適用する。	
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	37 32 32	8 18 13		
		農道防災対策工事	55 50 55	37 32 32	8 18 13		
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 55 50 55	37 42 42 32 32	8 8 3 18 13		注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	35 35	10 10		
		水質保全対策事業	55 50 50 55 <50> <55>	34 34 32 34 <35> <35>	11 16 18 11 <15> <10>		水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、 公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併 せ行う施設に適用する。(注13) く>書は国営総合農地防災事業に附帯する県営 防災事業に適用する。
		公害防除特別土地改良事業	55 50 50	41 34 32	4 16 18	注14)に該当するものに適用する。農業生産基 盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を 適用する。	
		防災重点農業用ため池緊急整備事業	55 50	34 34	11 16		注30)に該当するものに適用する。
		ため池洪水調節機能強化事業	55 50	34 34	11 16		
		湛水被害総合対策事業	50 55 50 55	37 37 32 32	13 8 18 13	注15)に該当するものに適用する。	
		農業用施設等災害管理対策事業	50 55	29 29	14 14		
		農村防災施設整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農 村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の 推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号) 又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地 震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年 法律第27号)に基づいて実施される避難施設整備 に適用する。	
		農業水利施設危機管理対策事業	50 55	29 29	14 14		
		(安全対策)	50 55	32 32	18 13		

(都道府県営：その4)

(単位：％)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考					
			農 林 水 産 省								
			国庫率	都府県	市町村						
農業農村整備事業費	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	29	14	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。					
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)					
		農地整備事業	50 55	27.5 27.5	10 10						
		農業基盤整備促進事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	27.5 27.5 (32) (32) [29] [29]	10 10 (18) (13) [14] [14]	() 書及び[] 書は防災関連事業に係るものに適用する。(注22)					
			草地畜産基盤整備事業	50 55	25 25		10 10	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。			
			水利施設整備								
			水利施設等整備事業	50 <50> {50} [50] ((50)) 50 55	25 <25> {29} [33] ((32)) 27.5 27.5		10 <11> {14} [17] ((18)) 10 10	< > 書は地域用水機能増進型に適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。 { } 書は更新事業に適用する。 [] 書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28)ただし、(()) 書は地域用水機能増進型に適用する。 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。			
				農業水利施設等保全合理化事業	50 55		27.5 27.5		10 10		
		農地防災									
		防災ダム事業 (防災ダム工事)		55	39	6	注7)に該当するものに適用する。				
				(防災ため池工事)	55 50 50 55 55	34 39 34 39 34			11 11 16 6 11	注8)に該当するものに適用する。	
		(地震対策ため池防災工事)	55 50		34 34	11 16					
			ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事 (都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)		55 50 50	28 33 29	11 11 14	注9)に該当するものに適用する。			
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)			55 50 50 50	28 33 29 29	11 11 14 14		注10)に該当するものに適用する。		
					湛水防除事業	55 50 50 50	37 42 37 32				8 8 13 18

(都道府県営：その5)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考
			農 林 水 産 省			
			国庫率	都府県	市町村	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災				
		農地保全事業	55 50 50 45 40	30 32 29 31 30	10 18 14 16 11	
		農村地域環境保全整備事業 (農村地域環境保全総合整備事業)				農業生産基盤整備(注17)及び農村保全管理施設(注18)に係るものは、各事業の負担割合を適用する。
		(特定農業用管水路等特別対策事業)	50	35	10	
		地盤沈下対策事業	55 50 50 55 55	34 39 34 39 34	11 11 16 6 11	
		地域ため池総合整備事業	55 50 55	28 29 29	11 14 14	注9)に該当するものに適用する。
		農業用河川工作物等応急対策事業	55 50 50	37 42 32	8 8 18	注12)に該当するものに適用する。
		土地改良施設耐震対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	29 29 <29>	14 14 <4.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		ため池群整備事業	55 50	34 34	11 16	注8)に該当するものに適用する。
		土地改良施設豪雨対策事業	50	32	18	注11)に該当するものに適用する。
		水質保全対策事業	55 50 50 55	34 34 32 34	11 16 18 11	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		農村整備				
		集落基盤再編型	50 55 50 <50> [50] [45]	25 30 25 <25> [25] [27.5]	10 10 10 <11> [10] [10]	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17)農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。 < >書は地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備に係るものに適用する。ただし、ダム、頭首工等の基幹的施設は除く。(注19) []書は基幹水利施設補修に係るものに適用する。(注20)
		中山間地域総合整備型	55	30	10	
		農地環境整備型	55	30	10	

(都道府県営：その6)

(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
			農 林 水 産 省				
			国庫率	都府県	市町村		
農地集積・集約化等 対策費	農地集積・集約化等 対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに 適用する。(注22) ()書は流域治水対策に適用する。(注29)	
			55	27.5	10		
			(50)	(32)	(18)		
			(55)	(32)	(13)		
			[50]	[29]	[14]		
			[55]	[29]	[14]		
農業生産基盤整備推 進費	農業水利施設保全管 理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業					
		(長寿命化対策)	50	27.5	10	{ }書は更新事業に適用する。 []書は一体的に行う安全対策に適用する。 (注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資す る生態系保全施設等の整備(注21)を除く。	
			55	27.5	10		
			(50)	{31}	{13}		
			(55)	{30}	{12}		
			[50]	[34]	[16]		
			[55]	[31]	[14]		
			(防災減災対策)	50	34	16	農村環境水質保全整備を除く。(注21)
			55	34	11		
			50	29	14		
			55	29	14		
			50	32	18		
			55	32	13		
			50	35	10		
			55	35	10		
			畑作等促進整備事業	50	27.5	10	()書及び[]書は防災関連事業に係るものに 適用する。(注22)
				55	27.5	10	
				(50)	(32)	(18)	
				(55)	(32)	(13)	
				[50]	[29]	[14]	
				[55]	[29]	[14]	

(市町村営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農地中間管理機構関連農地整備事業			営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策に適用する。
		50	27.5	10	
		55	27.5	10	
		【50】	【32】	【18】	
		【55】	【32】	【13】	
		農業競争力強化農地整備事業			
		農業基盤整備促進事業			
		50	14	21	
		55	14	21	
		草地畜産基盤整備事業			雑用水施設整備(注21)を除く。
		50	14	21	
	水利施設等保全高度化事業				
	水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型) (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)			営農環境整備(注21)を除く。 ()書は更新事業に適用する。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 ()書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。	
	{50}	{18}	{25}		
	【50】	【21】	【29】		
	【55】	【21】	【24】		
	(50)	(14)	(21)		
	(55)	(14)	(21)		
	(簡易整備型)				
	50	14	21		
	55	14	21		
	[50]	[22]	[28]		
	[55]	[19]	[26]		
	畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)				
	50	29	11		
	55	28.5	10.5		
	土地改良施設突発事故復旧・防止事業				
50	21	29			
55	21	24			
中山間地域農業農村総合整備事業費	中山間地域農業農村総合整備事業			()書は粗放的管理区域に適用する。 農村振興環境整備等(注21)を除く。	
	55	17	23		
	(55)	(19)	(26)		
	農村地域防災減災事業費				
	ため池整備事業				
	(地震・豪雨対策型)			注8)に該当するものに適用する。	
	55	19	26		
	50	21	29		
	55	21	24		
	(一般整備型) (ため池長寿命化型)			注9)に該当するものに適用する。	
	50	18	25		
	55	18	25		
	用排水施設等整備事業				
	湛水防除事業				
	55	19	26		
	50	21	29		
	55	21	24		
	用排水施設整備事業			注10)に該当するものに適用する。	
	55	17	22		
	50	18	25		
55	18	25			
鉱毒対策事業					
50	21	29			
55	21	24			
農地保全整備事業					
50	18	25			
45	20	28			
55	18	25			
地域防災機能増進事業					
土地改良施設豪雨対策事業			注11)に該当するものに適用する。		
50	21	29			
55	21	24			
土地改良施設耐震対策事業					
55	19	26			
50	21	29			
55	21	24			

(市町村営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	地域防災機能増進事業				
		農道防災対策工事				
			55	19	26	
			50	21	29	
			55	21	24	
		農業用河川工作物等応急対策事業			注12)に該当するものに適用する。	
			50	42	8	
			50	32	18	
			55	42	3	
			55	32	13	
		特定農業用管水路等特別対策事業				
			50	18	25	
			55	18	25	
		水質保全対策事業			水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)	
			55	19	26	
			50	21	29	
			55	21	24	
		公害防除特別土地改良事業			注14)に該当するものに適用する。農業生産基盤整備(注17)に係るものは、同事業の負担割合を適用する。	
			55	19	26	
			50	21	29	
			45	24	31	
			40	26	34	
		防災重点農業用ため池緊急整備事業			注30)に該当するものに適用する。	
			55	21	24	
			50	21	29	
		ため池洪水調節機能強化事業				
	55	19	26			
	50	21	29			
	55	21	24			
農業用施設等災害管理対策事業			注15)に該当するものに適用する。			
	50	18	25			
	55	18	25			
農村防災施設整備事業			注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。			
	50	18	25			
	55	18	25			
	<2/3>	<18>	<15.4>			
(安全対策)						
	50	21	29			
	55	21	24			
	土地改良施設管理費	水利施設整備事業基幹水利施設保全型	50	18	25	基幹水利施設管理事業と一体的に行う場合に適用する。
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備				
		農業基盤整備促進事業				
			50	14	21	
			55	14	21	
		水利施設整備				
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)			〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。	
			[50]	[22]		[28]
		(地域農業水利施設保全型)				
			50	14		21
			55	14		21
			[50]	[22]		[28]
			[55]	[19]		[26]
		農地防災				
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)			注8)に該当するものに適用する。	
			55	19		26
			50	21		29
			55	21		24

(市町村営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)		事 業 等	地 帯 区 分			備 考		
			農 林 水 産 省					
			国庫率	都府県	市町村			
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災						
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)	50 55	18 18	25 25	注9)に該当するものに適用する。		
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。		
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24			
		農地保全事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25			
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)	50 55	18 18	25 25			
		農業用河川工作物応急対策等事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。		
		土地改良施設耐震対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		農村災害対策整備事業	50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 < >書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。		
		土地改良施設豪雨対策事業	50 55	21 21	29 24	注11)に該当するものに適用する。		
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
		農村整備						
		集落基盤再編型	50	14	21	農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17) 農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。		
		中山間地域総合整備型	55	14	21			
		農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業	50 55 (50) (55) [50] [55]	14 14 (15) (14) [21] [21]	21 21 (22.5) (21) [29] [24]	()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)

(市町村営：その4)

R7.4
(単位：%)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業			〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		(長寿命化対策)			
		50	14	21	
		55	14	21	
		[50]	[22]	[28]	
		[55]	[19]	[26]	
		(防災減災対策)			
		50	21	29	
		55	21	24	
		50	32	18	
55	32	13			
50	18	25			
55	18	25			
農村環境水質保全整備を除く。(注21)					
	畑作等促進整備事業	50	14	21	()書は産地形成支援活用型に適用する。
		55	14	21	
		(50)	(15)	(22.5)	
		(55)	(14)	(21)	

(土地改良区等営：その1)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考	
		農 林 水 産 省				
		国庫率	都府県	市町村		
農業農村整備事業費	農業競争力強化基盤整備事業費	農業競争力強化農地整備事業				
		草地畜産基盤整備事業	50	14	13	雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		農業基盤整備促進事業	50	14	13	
			55	14	13	
		水利施設等保全高度化事業				
		水利施設整備事業 (低炭素農業水利システム構築型) (流域治水対策型)	【50】 【55】 (50) (55)	【21】 【21】 (14) (14)	【29】 【24】 (13) (13)	営農環境整備(注21)を除く。 【 】書は流域治水対策型に適用する。 〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 低炭素農業水利システム構築型(注21)は表によらず、()書は一体的に行う農業用排水施設整備事業に適用する。
		(簡易整備型)	50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕	
		畑地帯総合整備事業 (高収益作物転換型) (畑作物等転換型)	50 55	29 28.5	11 10.5	
		土地改良施設突発事故復旧・防止事業	50 55	21 21	29 24	
	農村地域防災減災事業費	ため池整備事業				
		(地震・豪雨対策型)				
		(一般整備型)	50	18	25	注9)に該当するものに適用する。
		(ため池長寿命化型)	55	18	25	
		用排水施設等整備事業				
		湛水防除事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		用排水施設整備事業	55 50 55	17 18 18	22 25 25	注10)に該当するものに適用する。
		飢毒対策事業	50 55	21 21	29 24	
		農地保全整備事業	50 45 55	18 20 18	25 28 25	
		地域防災機能増進事業				
		土地改良施設豪雨対策事業				
		土地改良施設耐震対策事業				
		農道防災対策工事				
		農業用河川工作物等応急対策事業	50 50 55 55	42 32 42 32	8 18 3 13	注12)に該当するものに適用する。
		特定農業用管水路等特別対策事業	50 55	18 18	25 25	
		水質保全対策事業	55 50 55	19 21 21	26 29 24	水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)
		公害防除特別土地改良事業				

(土地改良区等営：その2)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農業農村整備事業費	農村地域防災減災事業費	防災重点農業用ため池緊急整備事業			注30)に該当するものに適用する。
		55 50	21 21	24 29	
		ため池洪水調節機能強化事業			
		55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農業用施設等災害管理対策事業			注15)に該当するものに適用する。
		50 55	18 18	25 25	
		農村防災施設整備事業			注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		50 55 <2/3>	18 18 <18>	25 25 <15.4>	
		(安全対策)			
		50 55	21 21	29 24	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地整備			
		農業基盤整備促進事業			
		50 55	14 14	13 13	
		草地畜産基盤整備事業			雑用水施設整備及び利用施設整備(注21)を除く。
		50 55	14 12	13 12	
		水利施設整備			
		水利施設整備事業 (基幹水利施設保全型)			〔 〕書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28) 営農環境整備のうち営農用水及び農業集落環境管理施設整備(注21)を除く。
		50 〔50〕	14 〔22〕	13 〔28〕	
		(地域農業水利施設保全型)			
		50 55 〔50〕 〔55〕	14 14 〔22〕 〔19〕	13 13 〔28〕 〔26〕	
		農地防災			
		防災ダム事業 (地震対策ため池防災工事)			
		ため池等整備事業 (ため池整備工事) (ため池整備工事(特別対策型)) (ため池整備工事(都市型緊急整備事業)) (ため池水質改善工事) (ため池等農地災害危機管理対策事業)			注9)に該当するものに適用する。
		50 55	18 18	25 25	
		(用排水施設整備工事) (湖岸堤防工事)			注10)に該当するものに適用する。
		55 50 55	17 18 18	22 25 25	
		湛水防除事業			
		55 50 55	19 21 21	26 29 24	
		農地保全事業			
		50 45 55	18 20 18	25 28 25	
		農村地域環境保全整備事業 (特定農業用管水路等特別対策事業)			
		50 55	18 18	25 25	

(土地改良区等営：その3)

予 算 区 分 一 般 会 計 (歳 出)	事 業 等	地 帯 区 分			備 考
		農 林 水 産 省			
		国庫率	都府県	市町村	
農山漁村地域整備事業費	農山漁村地域整備交付金	農地防災			
		農業用河川工作物応急対策等事業			注12)に該当するものに適用する。
		50	42	8	
		50	32	18	
		55	42	3	
		55	32	13	
		土地改良施設耐震対策事業			
		農村災害対策整備事業			注16)に該当するものに適用する。ただし、農村生活維持施設整備(注21)を除く。 く>書は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づいて実施される避難施設整備に適用する。
		50	18	25	
		55	18	25	
		<2/3>	<18>	<15.4>	
		土地改良施設豪雨対策事業			
水質保全対策事業			水質保全対策のうち水質保全施設に係るもの、公害防止計画に基づくもの及び水質保全施設と併せ行う施設に適用する。(注13)		
55	19	26			
50	21	29			
55	21	24			
農村整備					
集落基盤再編型			農業生産基盤整備に係るもののみに適用する。(注17)		
50	14	13	農村生活環境整備及び保全管理等(注21)を除く。		
中山間地域総合整備型					
農地集積・集約化等対策費	農地集積・集約化等対策整備交付金	農地耕作条件改善事業			()書は農地整備・集約推進費活用型及び推進費等活用型に適用する。 []書は流域治水対策に適用する。(注29)
		50	14	13	
		55	14	13	
		(50)	(15)	(22.5)	
		(55)	(14)	(18.5)	
		[50]	[21]	[29]	
[55]	[21]	[24]			
農業生産基盤整備推進費	農業水利施設保全管理整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業			
		(長寿命化対策)			[]書は一体的に行う安全対策に適用する。(注28)
		50	14	13	一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設等の整備(注21)を除く。
		55	14	13	
		[50]	[22]	[28]	
		[55]	[19]	[26]	
		(防災減災対策)			農村環境水質保全整備を除く。(注21)
		50	21	29	
		55	21	24	
		50	32	18	
		55	32	13	
		50	18	25	
55	18	25			
畑作等促進整備事業			()書は産地形成支援活用型に適用する。		
50	14	13			
55	14	13			
(50)	(15)	(22.5)			
(55)	(14)	(18.5)			

- 注１） 都道府県及び市町村の負担割合(地帯区分の欄の値)は、当該事業の国庫率に係る対象事業費に対する割合を示す。
- 注２） 附帯事業及び併せ行う事業等で、他の事業の国庫補助率を準用している場合は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。
- 注３） 国土土地改良事業のうち国営総合農地防災事業、国営かんがい排水事業(併せ行うため池整備)、国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策、国営かんがい排水事業(国営流域治水対策事業)のうち流域治水に資する施設整備、土地改良施設突発事故復旧・防止事業並びに国営農地再編整備事業及び国営緊急農地再編整備事業のうち流域治水に資する施設整備、都道府県営及び団体営土地改良事業のうち農村地域防災減災事業、水利施設等保全高度化事業と併せ行う農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金における防災関連事業、沖縄振興公共投資交付金における防災関連事業、農地耕作条件改善事業における防災関連事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業のうち防災減災対策、土地改良施設突発事故復旧・防止事業並びに農業競争力強化農地整備事業、農地中間管理機構関連農地整備事業、水利施設等保全高度化事業及び農地耕作条件改善事業のうち流域治水に資する施設整備については、本表に示す標準的な費用負担の水準にかかわらず、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注４） 農地中間管理機構が事業主体となる場合は、都道府県営事業と同様の負担割合とする。
- 注５） 国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年７月７日付け元構改D第532号)第２の11に掲げる国営かんがい排水事業と一体的に行う農道の整備、国営農地再編整備事業実施要綱(平成７年４月１日付け7構改D第157号)第10の３に掲げる要綱第10の２の要件によらずに行う農業用道路の整備、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年４月１日付け21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号農林水産省生産局長・農林水産省農村振興局長・林野庁及び水産庁長官連盟通知)別紙１(農地整備に係る運用)の運用１(農地整備事業)の第２の４に掲げる通作条件整備及び別紙４－１(農地整備に係る運用)の運用４(農道整備事業)の第１の２の(１)に掲げる農道整備事業、農村整備事業実施要綱(令和３年４月１日付け２農振第2737号農林水産省農村振興局長通知)第２の２農道・集落道整備事業(集落道を除く。)並びに農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱(平成30年３月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知)別表の区分の欄１の対策種類の欄(１)の交付対象事業の欄Ⅱに掲げる農道施設整備及び区分の欄２の対策種類の欄(１)の交付対象事業の欄Ⅲに掲げる農道施設整備は、地方公共団体が設定する負担割合を地方公共団体が負担すべきものとする。
- 注６） 廃止事業の要綱に基づき採択された地区については、この通達による改正後もなお従前の例による。
- 注７） 農村地域防災減災事業実施要綱(平成25年２月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知。以下「農村地域防災減災事業実施要綱」という。)第３の２(１)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年４月１日付け21生畜第2045号、21農振第2454号、21林整計第336号、21水港第2724号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、林野庁長官、水産庁長官通知。以下「農山漁村地域整備交付金実施要綱」という。)別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅠの１(１)及び(４)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年４月６日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知。以下「沖縄振興公共投資交付金交付要綱」という。)別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅠの１(２)から(４)まで及び運用１別紙６(ため池群整備事業)の第１の２に掲げるもの。
- 注８） 農村地域防災減災事業実施要綱別紙３(ため池整備事業に係る運用)の第２の１(１)及び２に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅠの１(２)から(４)まで及び運用１別紙６(ため池群整備事業)の第１の２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅠの１(２)から(４)まで及び運用１別紙６(ため池群整備事業)の第１の２に掲げるもの。
- 注９） 農村地域防災減災事業実施要綱別紙３(ため池整備事業に係る運用)の第２の１の(２)及び(３)に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(１)のアからカまで、(２)のア、イ及びエからカまで、(３)のアからオまで、(４)並びに(７)のア及びイ、運用１別紙２別記１の１の(１)から(３)まで、(５)及び(７)並びに２の(１)から(３)までに掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(１)のアからカまで、(２)のア、イ及びエからカまで、(３)のアからオまで、(４)並びに(７)のア及びイ、運用１別紙２別記１の１の(１)から(３)まで、(５)及び(７)並びに２の(１)から(３)までに掲げるもの。
- 注１０） 農村地域防災減災事業実施要綱別紙４(用排水施設等整備事業に係る運用)の第２の３に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(５)及び(６)に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙１のⅡの１(５)及び(６)に掲げるもの。
- 注１１） 農村地域防災減災事業実施要綱別紙６(地域防災機能増進事業に係る運用)の第２の１から３に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙４の第２の２、運用１別紙７の第１の２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙４の第２の２、運用１別紙７の第１の２に掲げるもの。
- 注１２） 農村地域防災減災事業実施要綱別紙７(農業用河川工作物等応急対策事業に係る運用)の第２の１及び２に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙３の第２の１及び２に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙４(農地防災に係る運用)の第２において準用する農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用１別紙３の第２の１及び２に掲げるもの。
- 注１３） 備考欄の水質保全施設及び水質保全施設と併せ行う施設の内容は以下に掲げるものとする。
- 農村地域防災減災事業における水質保全施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱別紙９(水質保全対策事業に係る運用)の第２の別表１の事業メニューの表の区分の欄１に対応する工種の欄の(１)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(２)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(３)、同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の(１)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(２)並びに同表の区分の欄の４に対応する工種の欄の(１)に掲げるものとする。
- 農山漁村地域整備交付金における水質保全施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用２(水質保全対策事業)の第１の１の事業メニューの表の区分の欄の１に対応する工種の欄の(１)に対応する内容の欄のア及びウ、同区分に対応する工種の欄の(２)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(３)、同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の(１)に対応する内容の欄のアからウまで及びオ、同区分に対応する工種の欄の(２)並びに同表の区分の欄の５に対応する工種の欄の(１)に掲げるものとする。
- 農村地域防災減災事業における水質保全施設と併せ行う施設とは、農村地域防災減災事業実施要綱別紙９(水質保全対策事業に係る運用)の第２の別表１の事業メニューの表の区分の欄１に対応する工種の欄の(４)及び同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の(３)から(５)に掲げるものとする。
- 農山漁村地域整備交付金における水質保全施設と併せ行う施設とは、農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙３－１(農地防災に係る運用)の運用２(水質保全対策事業)の第１の１の事業メニューの表の区分の欄の１に対応する工種の欄の(４)及び同表の区分の欄の２に対応する工種の欄の(３)から(５)に掲げるものとする。

- 注 1 4) 農村地域防災減災事業実施要領別紙10(公害防除特別土地改良事業に係る運用)の第2の1から3までに掲げるもの。
- 注 1 5) 農村地域防災減災事業実施要領別紙12(農業用施設等災害管理対策事業に係る運用)の第2の1から5までに掲げるもの。
- 注 1 6) 農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分欄1及び2に掲げるもの、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3－1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5別表1の区分欄の1及び2に掲げるもの、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の運用1別紙5別表1の区分欄の1及び2に掲げるもの。
- 注 1 7) 備考欄の農業生産基盤整備の内容は以下に掲げるものとする。
農村地域防災減災事業における農業生産基盤整備とは、農村地域減災防災事業実施要領別紙8(特定農業用管路等特別対策事業に係る運用)の第2の1から3まで、別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(5)までに掲げるものとする。
農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3－1(農地防災に係る運用)の運用1別紙1のVの1に掲げるもの、運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるもの、別紙4－1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分欄の1及び4に掲げるものとする。
沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3－1(農地防災に係る運用)のVの1に掲げるもの、運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)、(2)及び(5)から(10)までに掲げるものとする。
- 注 1 8) 備考欄の農村保全管理施設の内容は以下に掲げるものとする。
農村地域防災減災事業における農村保全管理施設とは、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。
農山漁村地域整備交付金における農業生産基盤整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3－1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。
沖縄振興公共投資交付金における農業生産基盤整備とは、沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙4(農地防災に係る運用)の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙3－1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の第2の運用1別紙5別表1の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(3)及び(4)並びに同表の区分の欄の2に対応する事業種類の欄の(1)から(8)までに掲げるもの。
- 注 1 9) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の地域用水機能の増進を伴う農業用排水施設整備とは、農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成23年4月1日付け22生畜第2433号、22農振第2216号、22林整計第359号、22水港第2429号農林水産省生産局長、農林水産省農村振興局長、農林水産省林野庁長官、農林水産省水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(以下「H22整備交付金要領」という。)別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のウに掲げるものとする。
- 注 2 0) 農山漁村地域整備交付金における備考欄の基幹水利施設補修とは、H22整備交付金要領別紙(番号12集落基盤整備事業に係る運用)の第1の5の事業メニューの表の区分の欄の1に対応する工種の欄の(2)に対応する内容の欄のカの(ア)の②及び(カ)に掲げるものとする。
- 注 2 1) 農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2690号農林水産省農村振興局長通知)別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号、29生畜第1500号農林水産省農村振興局長、生産局長通知。以下「農業競争力強化農地整備事業実施要領」という。)別紙1(農地整備事業に係る運用)の第3の別表の区分の欄の3、別紙3(草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、水利施設等保全高度化事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知)別表2の区分の欄の3及び別紙1の第2の8、中山間地域農業農村総合整備事業実施要領(令和2年3月31日付け元農振第2792号農村振興局長通知)の別表の区分の欄の1に対応する事業種類の欄の(9)及び同表の区分の欄の2、農村地域防災減災事業実施要領別紙13(農村防災施設整備事業に係る運用)の第2の別表1の区分の欄の3、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2712号農林水産省農村振興局長通知)別表1(長寿命化対策)の(1)の(ウ)、別表2(防災減災対策)の(1)の(イ)、別表2－1(水質保全対策関連)の4、農村整備事業実施要領(令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知)第2に掲げる事業(2農道・集落道整備事業のうち農道に関する事業を除く。)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)の(ア)から(エ)まで、(2)の(ア)から(エ)まで、別紙3－1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、別紙13(効果促進事業に係る運用)の第4、沖縄振興公共投資交付金交付要綱において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1(農地整備に係る運用)の運用1(農地整備事業)の第2の別表1の区分の欄の3、運用4(草地畜産基盤整備事業)の第10の1の(1)の表の区分の欄の基本施設整備事業に対応する種目の欄の(1)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同区分に対応する種目の欄の(2)に対応する工種及び整備内容の欄のエ、同表の区分の欄の利用施設整備事業、別紙2(水利施設整備に係る運用)の運用2(水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型)及び運用3(農業水利施設保全合理化事業)の第2の別表の区分の欄の3、運用5(地域用水環境整備事業)の第1の1(1)の(ア)から(エ)まで、(2)の(ア)から(エ)まで、別紙3－1(農地防災に係る運用)の運用1別紙5(農村災害対策整備事業)の運用1別紙5別表1の区分の欄の3、別紙4－1(農村整備に係る運用)の運用1(農村集落基盤再編・整備事業)の別表の区分の欄の2及び3、別紙13(効果促進事業に係る運用)の第4に掲げるものとする。
なお、これらの事業等に係る地方負担額については、令和6年度地方債同意等基準(令和6年総務省告示第134号)及び令和6年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の1の規定によるものとする。
- 注 2 2) 農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙5(農業基盤整備促進事業に係る運用)の第4の1に定める別記様式第1号、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1の運用2(農業基盤整備促進事業)の第4の1に定める別記様式第1号、農地耕作条件改善事業実施要領(平成27年4月9日付け26農振第2070号農林水産省農村振興局長通知)第3の2に定める別記様式第2号、畑作等促進整備事業実施要領(令和5年4月3日付け農振第2643号農林水産省農村振興局長通知)の第6に定める別記様式第1号の農地防災事業の実施の欄に記載された区分による。
- 注 2 3) 国営かんがい排水事業における併せ行うため池整備とは、国営かんがい排水事業実施要綱(平成元年7月7日付元構改D第532号農林水産事務次官依命通知。以下「国営かんがい排水事業実施要綱」という。)第2の6に掲げるもの。
- 注 2 4) 国営かんがい排水事業と一体的に行う耐震化対策、地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の10に掲げるもの。国営流域治水対策事業とは、国営かんがい排水事業実施要綱第2の1の表に掲げるもの。

- 注 2 5) 農業競争力強化基盤整備事業のうち水利施設等保全高度化事業の水利施設整備事業(ただし、簡易整備型を除く。)及び畑地帯総合整備事業と併せ行う農村地域防災減災事業とは、農村地域防災減災事業実施要領別表 1 の事業区分の欄の 1 の事業に掲げるもの。
- 注 2 6) 国営かんがい排水事業における緊急対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第 2 の 2 (4) に掲げるもののうち、耐震整備、地域防災対策及び豪雨災害対策を行うもの。
- 注 2 7) 国営総合農地防災事業における緊急対策とは、国営総合農地防災事業実施要綱(平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 486 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 2 (11) に掲げるもの。
- 注 2 8) 安全対策とは、国営かんがい排水実施要綱 2 の 1、水利施設等保全高度化事業実施要綱(平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2702 号農林水産事務次官依命通知)第 2 の 1 (ただし、農地集積促進型を除く。)、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 1、運用 3 の 1 及び運用 5、農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱第 2 の 1 と一体的に行うものとし、農業用排水施設への転落による被害の防止又は軽減を図るための施設を対象とする。
- 注 2 9) 流域治水対策とは、以下のうち流域治水に資する施設の整備とする。
農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙 1 の第 3 の 3 に掲げるものと一体的に実施される国営農地再編整備事業又は国営緊急農地再編整備事業
農業競争力強化農地整備事業実施要領別表 1 の区分の欄の 4 (4) 又は (5) に掲げるものと一体的に実施される農業競争力強化農地整備事業
実施要領別表 1 の区分の欄 1 の事業
農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別紙 1 (農地整備事業に係る運用) の第 3 の別表の区分の欄の 4 の (4) 又は (5) に掲げるものと一体的に実施される農地中間管理機構関連農地整備事業実施要領別表 1 の区分の欄 1 の事業
農地耕作条件改善事業実施要綱のうち水田貯留機能向上に向けた整備等を行う事業
- 注 3 0) 農村地域防災減災事業実施要領別紙 17 (防災重点農業用ため池緊急整備事業に係る運用) のうち、都道府県営事業については第 2 の 1、2、3 (7)・(8) 及び 6 に掲げるもの、市町村営事業については第 2 の 1、2、3 (7) 及び 6 に掲げるもの、土地改良区等営事業については第 2 の 1 (2) (ため池の廃止に係るものを除く。)、3 (7) 及び 6 に掲げるものとする。
- 注 3 1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)の施行により過疎地域の指定除外になった市町村(令和 4 年度に再設定されたものを除く。)では、令和 5 年度以降、該当事業の国庫補助率が漸減していくため(土地改良事業関係補助金交付要綱に規定)、これに対応した負担割合を適用する。
- 注 3 2) 国営かんがい排水事業と一体的に行う地域防災対策及び豪雨災害対策とは、国営かんがい排水事業実施要綱第 2 の 11 に掲げるもの。
- 注 3 3) 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)交付要綱(インフラ整備事業(農業農村整備事業))(令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2934 号農林水産事務次官依命通知)の別表に掲げる事業は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。
- 注 3 4) 新しい地方経済・生活環境創生交付金(第 2 世代交付金)交付要綱(インフラ整備事業(農山漁村地域整備交付金))(令和 7 年 4 月 1 日付け 6 農振第 2948 号農林水産事務次官依命通知)の別表に掲げる事業は、準用されるそれぞれの事業の都道府県及び市町村の負担割合を適用する。